

2 NFAサッカー活動の目安

長野県が示す感染警戒レベルに沿って、NFA主催事業の活動の目安を示します。活動にあたっては、県や市町村、教育委員会およびスポーツ統括団体、学校など上位団体の方針をふまえて総合的に活動内容や活動範囲を判断してください。また、感染予防、感染拡大防止のための十分な対策を講じてください。

| 長野県 感染警戒レベル | チーム活動 | NFA事業 | 備考 |
|-----------------------------|--|---|---|
| 1 | 新しい生活様式への適応 | | |
| 平常時 | 通常活動 | 通常の事業実施 | 海外からのチームの参加および海外遠征については、政府の方針や県の方針に従う。 |
| 2 | 感染防止策の確実な実行 県外チームの来県については、当該県の感染状況をふまえ長野県が示す方針に従う。 | | |
| 注意報 | 県外への遠征・合宿・大会参加については、現地の状況を把握して判断する。 | 県外事業への参加、県外チームの来県については、当該県および当該県内での感染状況を把握して判断する。 | 感染拡大地域への往来、感染拡大地域からのチーム・個人の招待、参加は控える。 |
| 3 | 県内の移動を伴う事業や、北信越地域内、隣接県参加での大会・事業は感染拡大地域が含まれなければ実施できるが、競技会・大会は観客の制限、無観客開催を検討する。会議、講習会、研修会はリモートでの開催を検討する。 特別警報発出圏域・市町村がある場合、学校や行政の対応をふまえて判断する。 | | |
| 警報 | 県外遠征・大会参加については、当該県の感染状況を把握し、県・市町村などの要請に従う。 | 競技会・大会：感染状況をふまえ、無観客、制限付き開催の対応も検討する。 会議、講習会、研修会：リモート開催を検討する。 | 県が往來の自粛を求める都道府県、地域への往來は控える。また、同様に、当該地域からの参加要請を行わない。 長野県、市町村、教育委員会、学校など上位団体からの要請、指示に従う。 |
| 4 / 5 特別警報 | 開催地や関係市町村の感染状況に応じて判断し、競技会、大会は中止・延期を含め、無観客、規模の縮小、制限付き開催、開催地の変更などを検討する。会議、講習会、研修会はリモートで行うことを原則とする。 市町村をまたぐ事業については、特別警報発出圏域・市町村（感染拡大地域）との往來を控える。 | | |
| 4 特別警報 I | 感染予防対策を確実に実施しながら、活動場所、参加人数、方法を検討する。 他チームとの試合など、対外活動については、県、自治体、学校等の方針をふまえる。 | 競技会・大会： 中止・延期を含め検討する 。開催する場合、無観客、制限つき開催、開催地域の変更などを開催方法を検討する。 会議、講習会、研修会：リモートを原則とする。 | 県・市町村・教育委員会からの社会活動・スポーツ活動に対しての要請をふまえ、事業の実施の可否、実施する場合の方法・内容について判断する。 学校の対応を十分考慮する。 |
| 5 特別警報 II | | | |
| 6 | 活動は県・市町村・教育委員会および連盟等上位団体からの要請に従い、事業は、延期、中止、もしくは無観客を原則とする。また、会議や研修会・講習会など、リモート開催が可能な場合は実施できる。 宣言がでた圏域・市町村では、居住地・活動場所から移動して活動しない。 | | |
| 緊急事態宣言 (特措法に基づく) | チーム活動は県・市町村からの要請、学校の対応、状況を十分把握して判断する。 | 主催事業は延期、中止もしくは無観客を原則とする。 リモートで開催可能なものは実施できる。 | サッカー活動について、特に要請がない場合でも、不特定多数との人的接触が生じる活動を避け、日常的な感染予防対策、感染拡大防止措置を徹底する。 |

まん延防止特別措置が発出された場合は緊急事態宣言が出された場合に準じて判断する。

ご自身の地域の感染警戒レベルは県ホームページで確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

日頃から「新しい生活様式」への適応をすすめ、感染警戒レベルや県・市町村から出される感染症情報を積極的に確認し、安全な活動ができるよう準備してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

県外との往來について

1. 県、市町村、学校等の要請をふまえて対応してください。
2. 感染拡大地域および県が往來を控えるよう発出している地域・県への遠征、招待・招へいは原則として行わないでください。